

医療費助成制度

乳幼児

1 助成対象

入院は12歳まで、通院は就学前までの子が対象となります。

2 自己負担額の内容

? 3歳未満児及び町民税非課税世帯：初診時の一部負担金（医科580円・歯科510円）

? 3歳からの町民税課税世帯：医療費の1割に相当する額

一月の自己負担額の上限 入院の場合 44,400円

通院の場合 12,000円

3 病院にかかるとき

北海道内の医療機関を受診される場合は、健康保険証に受給者証を添えて受付窓口で提示してください。

4 所得制限について

平成13年4月1日以降に生まれた乳幼児については、保護者の所得額が一定以上の場合には、所得制限により受給者証が交付されない場合があります。

ひとり親

1 助成対象

親（父又は母）と子（18歳まで。ただし、18歳から20歳まで扶養している場合は20歳まで）で、入院・通院ともに対象となります。

2 自己負担額の内容

医療費の1割に相当する額が自己負担額となります。

一月の自己負担額の上限 入院の場合 44,400円

通院の場合 12,000円

3 病院にかかるとき

健康保険証に受給者証を添えて、医療機関の受付窓口で提示してください。なお、ひとり親の通院について、町外の医療機関を受診される場合は、医療費の自己負担額（3割）を医療機関に支払い、その領収証を持参のうえ医療給付係で助成額の請求手続きをしてください。

なお、一月の医療費が自己負担上限額を超えた場合は、領収証を持参のうえ同じく医療給付係で助成額の請求手続きをしてください。また、請求は1か月単位とし、助成額の支給は口座振込となります。

4 所得制限について

保護者の所得額が一定以上の場合には、所得制限により受給者証が交付されない場合があります。

す。

重度心身障がい者

1 助成対象

1 級から 3 級（3 級は内部障がいのみ）の障害者手帳の交付者は、入院・通院ともに対象となります。また、1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付者は、通院のみ対象となります。

2 自己負担額の内容

？ 町民税非課税世帯：初診時の一部負担金（医科580円・歯科510円・柔復270円）

？ 町民税課税世帯：医療費の 1 割に相当する額

一月の自己負担額の上限 入院の場合 44,400円

通院の場合 12,000円

3 病院にかかるとき

健康保険証に受給者証を添えて、医療機関の受付窓口に提示してください。

なお、一月の医療費が自己負担上限額を超えた場合は、領収証を持参のうえ医療給付係で助成額の請求手続きをしてください。また、請求は 1 か月単位とし、助成額の支給は口座振込となります。

4 所得制限について

所得額が一定以上の場合には、所得制限により受給者証が交付されない場合があります。

身体障がい者

1 助成対象

3 級（内部障がい以外の障がい）の障害者手帳の交付者で、入院・通院ともに対象となります。

2 自己負担額の内容

？ 町民税非課税世帯：初診時の一部負担金（医科580円・歯科510円・柔復270円）

？ 町民税課税世帯：医療費の 1 割に相当する額

一月の自己負担額の上限 入院の場合 44,400円

通院の場合 12,000円

3 病院にかかるとき

健康保険証に受給者証を添えて、医療機関の受付窓口に提示してください。なお、町外の医療機関を受診される場合は、医療費の自己負担額（3 割）を医療機関に支払い、その領収証を持参のうえ医療給付係で助成額の請求手続きをしてください。

なお、一月の医療費が自己負担上限額を超えた場合は、領収証を持参のうえ同じく医療給付係で助成額の請求手続きをしてください。また、請求は 1 か月単位とし、助成額の支給は口座振込となります。

4 所得制限について

所得額が一定以上の場合には、所得制限により受給者証が交付されない場合があります。

お問い合わせ

保健福祉課医療給付係

0 1 4 6 6 - 2 - 4 6 2 2